

Title	独逸騎士団について：その成立・活動・衰退
Sub Title	
Author	高村, 象平
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1940
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.34, No.6 (1940. 6) ,p.815(69)- 849(103)
JaLC DOI	10.14991/001.19400601-0069
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19400601-0069

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

らうと云つて居る。斯くして今日の地理學は、現實に於いて未だに斯かる廣汎な領域を含むものと解せられて居るのである。勿論このことは地理學なる概念の規定に關して、意見の不一致が存することを示して居り、要するに地理學は未だ學問として發達の途上にあり成型期にあると云はねばなるまい。

獨逸騎士團について

—その成立・活動・衰退—

高村 象平

中世後期の北歐——バルト海地方の政治・經濟史上において、めざましい行動と發展との跡を印したものに、獨逸ハンザと獨逸騎士團とがある。この二つのものの成立の起源は同じではない、端的にいへば、前者は、北獨逸商人の外地における交易權益を確保する爲めの經濟團體として成立し、後者は、第三次十字軍の副産物として、異教徒克服の任務を帯びた宗教團體として生誕したのである。然しその直接の發生地盤は異にするものの、シタウファア王朝以降における獨逸民族勢力の東北方進出といふ局面において、兩者は相結ばれてゐるのであり、夫々の活動は謂はゞ相互補完の關係にたちつゝこの大運動を展開して行つたのであつた。

但し獨逸東方植民運動に協力したといつても、それは兩者が恆に協同的立場を持したといふ意味ではなく、更に兩者時を同じうして東北歐への進出を開始したといふのではない。前者は後に關説するところであるから、暫く措

く。後者について一言すれば、獨逸騎士團がバルト海地域へ始めて現はれたのは、これ亦後述する如く、第十三世紀二〇年代のことであつた。これに對して、リュベック市民を先導とする獨逸本國市民階級がこの地方に進出し始めたのは、これよりも約半世紀餘の以前である(1)。素よりこの頃は未だ獨逸ハンザとして結成されてはゐないが、然しこの先驅者の後裔が、第十四世紀中葉の史上に出現する獨逸ハンザの主體を構成したのであるから、彼等を以てハンザの東方進出の端緒を切つたものと做しても過言ではあるまい。

東方獨逸植民運動といふ廣い視野の中において、獨逸ハンザの動きと獨逸騎士團のそれとの交錯を辿ることは、中世後期の北歐經濟史の検討の上に必要なことであるが、本稿においてはこれを主たる論題としない。採りあげるところは、獨逸騎士團を中心とした若干の考察である。本稿の副題にも示したやうに、先づその成立、次いでそのバルト海地域、特にプロイセンにおける植民活動、そしてこの遂行の爲めの財源調達手段として營んだ貿易、最後に騎士團衰退の根據について等を辿ることが、本稿の課題の全部である。従つて獨逸騎士團と獨逸ハンザとの關係については、右の諸項、殊に騎士團貿易の問題において必要な限りこれに觸れるに過ぎない。

(1) Vgl. Fritz Rörig, Die Schlacht bei Bornhöved, Zeitschrift des Vereins für Lübeckische Geschichte und Altertums Kunde, Bd. 24, Hft. 2 (1928), S. 281 ff.

二

獨逸騎士團の成立は、一一九〇年アッコン攻圍中に、リュベック及びブレメメンの市民等が聖地における十字軍

將士の傷病者看護に當る爲めに設けた團體に端を發する(1)。八年の後、これは教皇ケレスチヌス三世によつて宗教的騎士團として確認された。越えて二二一年、獨逸騎士團は、洪牙利王エンドレ二世の請により、トランシルヴァニアの防禦の爲めに同地に移つたが、二五年には、その尊大且つ不羈の態度、該地特にブルツェン地方に對する領有欲求等が厭はれて、ここを退去せねばならなかつた(2)。しかもこの頃(二三年)波蘭公コンラッド・フォン・マゾヴィエンから異教徒プロイセン征服に對する援助を求められてゐたことは、騎士團にとつて頗る好機とするところであつた。

當時の騎士團長は、チュウリンゲンの人ヘルマン・フォン・ザルツァであつたが、彼はブルツェン地方における自主化の失敗に懲りて、コンラッド公に豫じめその報償を要求することを忘れなかつた。それは成功の曉におけるクルム地方の割讓であつた。のみならず、彼はこの約定を更に保證する爲めに、獨逸皇帝フリードリッヒ二世にその確認を求めた。その結果が、一二二六年三月交附された謂ゆるリミニの黄金文書である。この特權狀によつて、クルム地方のみならず、將來征服すべきプロイセン地方における騎士團の行動が認められ、領土高權が賦與された。この確認を得た後、これ等地方における騎士團の行動は開始(一二二八年)されたのである。

右のリミニの皇帝文書は、キッシュ教授のいはれる如く、獨逸騎士團國家の建設文書ではない(3)。それは將來實現さるべき綱領を確認したものに外ならない。換言すれば、騎士團がコンラッド公の請ひのまゝに、その征服及び改宗事業を援助し、その結果一二三〇年クルシュヴィッツの條約によつて、前約に基づくクルム地方の割讓を得た

場合の事態に對處するものであつた。従つて一二二六年の皇帝特權狀は、クルシュヴィッツの條約の前提たるものであるが、然しその發布の當時においてはその特權内容の實現如何は尙不明のことに屬する。しかもフリードリッヒ二世が、その不確定なる事態に對して特權を賦與したのは、如何なる根據に發するものであらうか。ヘルマン・オオパン教授はこれを中世國家の國王大權(Bodenregal)に基づくといはれる(4)。即ち山・野・森・川・海等に對して國王が獨占的權利を有し、國王の特別の認可によつてのみその權利行使が可能となるといふ古法の適用に出づるといふ。然しながらこの解釋は尙十分なものとはいへない。何となれば、右の國王大權の形成はフランク帝國建設以來のことであり、その擴大はカロリング王朝以來のことであるが、土地に對する國王大權とは結局帝國內における公法的所有權に外ならない。しかもそれは、その帝國領域に對する支配高權が現實に獲得されて後にはじめて形成されるものだからである。換言すれば、土地に對する國家高權の獲得、従つて土地諸物件の所有あつて、はじめて國王大權の爲めの前提條件が形成され、又土地に對する國王大權が有效となるといはねばならない。

ではこの外に、一二二六年の皇帝特權の根據となるものは何があるのか。これに關して最近シテングル教授の説かれるところは、適切なものがある。それは、征服地に對する支配權を以てするのである(5)。たゞこの場合、前記の國王大權も結局は征服に由來するもの、従つて謂ゆる無主地に對する權利に外ならぬとすれば、別して區別すべきものはないわけである。然し征服地に對する支配權と帝國內の公法的所有權とは、謂はゞ原因と結果との關係に置かるべきものであらう。従つてこの兩者を等置することは出來ないであらう。ところでシテングル教授によ

れば、**カール大帝**、**オットオ大帝**以來五世紀間に互つて獨逸帝國が、**エルベ**、**ザアレ**、**オオダ**、**ワイクセル**、**メル**、**ヂユナ**の諸河を越えて擴大し得たのは、十字架と劍との結び付きに負ふのであつた。戦ひと勝利によつて帝國の領域は擴大したのである。しかもこの征服は、教會にとつて有利とするところでもあつたから、それは當時の觀念からすれば、神意に叶つた正當な行ひであつた。そしてここに東方の異教の地をすべて無主地と做し、これを征服し基督教化することは帝國の神聖な任務であると做す政治的觀念が形成されたのである(5)。かくて**フリードリッヒ二世**が特權狀を賦與したのは、獨逸帝國の領域の擴大を考へたからであり、**プロイセン**の異教地を征服地とし、以て帝國に歸屬すべきものとしたのであつたといふことになる。

然し前記の如く一二二六年の皇帝文書は、ひとり將來征服すべき**プロイセン**地方に關するのみでなく、**クルム**地方に對する騎士團の要求承認をも含めてゐる。この地域は波蘭領の一部であり、ここは夙に基督教化された地域である。従つてこの地方の所屬に對しては、前述の根據は該當し得ない。それは別の立場に出でるものでなければならぬ。

波蘭は一〇一八年**ボレスラフ一世**治下、獨逸皇帝より獨立を承認され、その後嗣**ムシスラフ二世**も大いに國威の宣揚に努めたのであつたが、その後數代父子相争ひ兄弟相闘ぎ、**ボレスラフ**帝國は瓦解状態にあり、その諸公は獨逸帝國に依倚してゐた。この波蘭公に對する獨逸皇帝の立場が、**クルム**地方の領土高權賦與の根據をなすのであつた。再び**シテングル**教授によれば、「かゝる依存關係は、第十三世紀には可成り薄くなつてはゐたが、然し**フリード**

リッヒ二世の行爲はこの關係に立脚するものであつた。同皇帝が騎士團長ヘルマンの請に應じて示した廣汎な處置は、その土地に對する支配者なりと信じたればこそ行ひ得たところといはねばならない。即ち皇帝は、波蘭のクルム地方を獨逸帝國の一部をなすものと見たのであつた(6)。

ヘルマン・フォン・ザルツァがその支配すべき土地に對して得た獨逸皇帝の確認は、右の如き二つの根據に出づるものであつた。フリードリッヒ二世はクルム地方も、亦プロイセン地方をも、従つて獨逸騎士團領土を以て、獨逸帝國の一部たるべきものと做したのである。然る上は、騎士團領域は獨逸帝國內における他の諸領邦フレイツクムと殆んど異なるところはない。といはねばならない。ではその結果、騎士團長は帝國の諸侯に列したのであらうか。從來多く説かれるところは、これを肯定するものである(7)、その根據の一つは、リミニの黄金文書において、クルム地方及びプロイセンの内政上の諸權利——完全な裁判權、貨幣鑄造權、市場設置權、關稅・租稅・その他貢納徵收權、水陸交通保全權、鹽その他鑛産物の採取權等——が騎士團及び團長に賦與されてをり、これ等諸權利は當時の觀念からすれば、帝國諸侯の領邦主權(Landeshoheit)を構成するものであつたからであるといふ(8)。他の根據とするところは、右の皇帝文書において、騎士團長並びにその後繼者を帝國諸侯と等置して、その賦與さるゝ權限が示されてあることを以てする(9)。

然しながら、この後者に對しては、縱令團長の享受する特權が帝國諸侯のそれと等置されてあるからとて、帝國諸侯に列するとの明文なき限り、これを強ひて類推することは行き過ぎた解釋とせねばならないであらう。權限が同等であるといふことは、その地位も亦同一であるといふことにはならない。騎士團長が帝國諸侯に對比されても、この譬論が決して諸侯を作り出すものでないことは、シテングル教授の指摘される通りである(10)。次に前者の根據については、既にウェァミングホッフ氏の反對がある。それによれば、右の諸權利は、領邦君主の權利であつた。然し領邦君主のみが帝國諸侯であり、逆に帝國諸侯は領邦君主であつたから、騎士團長は獨逸帝國諸侯であるとはいへないといふのである(11)。換言すれば、皇帝文書によつて一定の權利が與へられてゐるからとて、騎士團長が帝國諸侯に列したとは見ることが出来ない。帝國諸侯たるが爲めには、この權利を所有すると同時に、帝國と國王とに對して一定の公法的義務——忠誠の誓、軍事勤務等——を履行せねばならないのである。しかも騎士團長には前者の資格があつても、後者の給付が課せられなかつたから、彼は帝國諸侯ではなかつたといはねばならない。従つて、從來の肯定説は、ウェァミングホッフ氏及びシテングル教授の反對によつて改められなければならないことになる。

然しこれを以てこの問題は解決したことにはならない。騎士團長はその支配地を以て獨逸帝國に屬してゐたが、最初から帝國に對して一定の公法的義務を給付することなく、帝國の諸侯には列しなかつた。これが以上の總括である。然しこの黄金文書を受けた當の騎士團長ヘルマン・フォン・ザルツァは、フリードリッヒ二世の最高顧問の一人に數えられる程の高官であつて、皇帝の信任甚だ大なるものがあつたのである。これを示す幾多の事例はオブラァデン氏の研究に譲つてここには省略するが(12)、とにかくかゝる人が、帝國諸侯と同格の權限を與へられながら、

しかも縦合形式的になりとも諸侯の列に加へられなかつたことは、何等かの餘儀ない理由があつたとせざるを得ない。これについてレドリックヒ女史は、カスパア氏の説を援用して、騎士團はその領域に對して高權を得ながら、しかも帝國との關係は故意に不明確にしてをいた。蓋しヘルマン・フォン・ザルツァの目的とするところは、自主的國家を創設するにあつたからであるといはれてゐるが(13)、これを以てこの問題の理由とすべきであらうか。

この説明は、獨逸騎士團領域が「自主的國家」に發展して行つたのは、ヘルマンの樹てた目標がその後繼者によつて受け繼がれこれが實現されたからであるとも受け取れる。然しそれは謂ゆる結果論的解釋であつて、カスパア氏のいはんとするところは、當時獨逸東部の邊境地方の支配權を繞つて、ロオマ教皇と獨逸皇帝との間に競争乃至對立關係が存在してゐた事情を、ヘルマン・フォン・ザルツァが利用したといふ意味にとらねばならない(14)。即ちこの兩者の競合關係からして、當時新たに改宗した服屬者に完全な自由(Libertas)が保證されたといふ事情、これをヘルマンが洞察してその支配地にも適用せしめ、結局騎士團領域は自主國家となつたのである。換言すれば、獨逸騎士團がロオマ聖廳と獨逸皇帝宮廷との中間的地位にあつたことを、彼はよく利用したのであつた。それ故にこそ、彼は前記の如く一二二六年の皇帝文書を得た外に、三四年更にその支配地に對するロオマ教皇の保護特權を請ふことを忘れなかつた。それは獨逸皇帝のみに依倚した場合、皇帝がこれに干渉を加へる懼れを未前に防いだ行動であつた。この時騎士團は、ロオマ教皇を單にその聖界の上級者として見るばかりでなく、その領域の上級君主であると認めたのである(15)。

しかもこれは結局のところ、騎士團の活動領域がバルト海邊境地方に所在したことから由來するものといはねばならない。それと同時に、その領域の自主化は、獨逸帝國がかの任職權争(Investiturstreit)以來ロオマ聖廳との間に闘争を續け、更に大空位時代(一二五六—七三年)の出現をみる等によつて、その權力を次第に減退して行つた事情とも關聯する。即ち世俗的中央權力の弱少化に伴つて、遠隔の地にある騎士團勢力の強大化を來さざるを得なかつた事情、これである。のみならず、一時は獨逸帝國を凌駕するかに見えたロオマ聖廳さへも、第十三世紀後半には伊太利争奪の影響をうけて、バルト海地方における優越的地位を喪失する。かくてこの邊境地方に領邦が形成され、その一つが自主國家に發展することには何等障礙は存しなかつたわけであつた。

騎士團領域が自主國家に發展したことの所以は、以上によつて解かれたとしても、リミニの黄金文書によつて騎士團長が帝國諸侯に列せられず、又その後においても、獨逸皇帝も騎士團長も亦これを要求することなかつた根據は、尙明かにされてゐない。既に騎士團そのものが自主國家に發展して行つた以上は、これを敢て迫る必要はないわけであるが、少くとも一二二六年の皇帝文書の發布の當時において、フリードリッヒ二世もヘルマン・フォン・ザルツァも共に、騎士團長が帝國諸侯の地位にあると明示しないで済ませたのに何故であらうか。これは、法制上騎士團長が帝國諸侯たる適格を缺いたからに外ならない。シテンゲル教授に従へば、それは騎士團長が獨逸帝國から授封することを阻止したと同一の特質に存する。即ち彼が受動的な封建權利無能力者たることに基づく。それは臣禮と忠誠の宣誓とを以て受封することが、彼を束縛する教會によつて禁ぜられてゐた結果である。従つて第十二世

紀以來、彼が帝國諸侯たる條件は失はれてゐたのであつた(16)。皇帝も騎士團長も、この法制的根據を知つてゐた故に、敢てリミニの黄金文書においてこれに關説することをしなかつたのであつた。

勿論あらゆる僧侶がすべてこの適格を缺いたのではない。帝國に定住する司教の全都、ベネチクト僧團に屬するすべての帝國直屬の大修道院長や大修道女院長、更にはリガヤドルパットの新司教は、いづれも封建権利能力を有してゐた。然し任職權争以來の新しい大修道院長が諸侯になることはなかつた(16)。獨逸騎士團亦これに屬する。獨逸騎士團長は、シテングル教授によれば、帝國直屬の僧官の中で第二位に列する高位聖職者(Praelatus)であつた(17)。僧官が俗界の君主に封建的宣誓をなすことを禁じたのは、教皇ウルバノ二世(一〇九五年)以來のことであり、その後種々なる機會にこの禁令は發せられてゐた。一二二〇年にも教皇オノリウス三世は、騎士團長が聖界並びに俗界の誰人かに忠誠の誓・臣禮をつくして以て保全を求めることを禁じてゐる(18)。即ち獨逸帝國の封臣となることは出来なかつた。これは丁度リミニの黄金文書發布に先立つこと僅か六年前である。従つてロオマ聖廳と密接な關係を有してゐたヘルマン・フォン・ザルツァがこの禁制を忘却する筈もなく、皇帝フリードリッヒ二世も亦彼を帝國の封臣とすることを斷念せねばならなかつた。この事情が、獨逸騎士團長が帝國諸侯に列することなかつた理由(19)、しかも餘儀なき理由だつたのである。

(1) Albert Hauck, Kirchengeschichte Deutschlands, Tl. 4, 5. Aufl. (Leipzig, 1925) S. 675.

(2) これより三年前、即ち一二二二年エンリッヒ二世は黄金文書を發布して、洪牙利憲法の最初の法文を造り、王權の確保

貴族の權利義務を規定し、以て國內秩序の回復を圖つてゐる。(フォルギナン・メッゲル著並びに譯、洪牙利史、昭和十二年、八二頁。

(3) Guido Kisch, Studien zur Kulmer Handfeste. Die Rechtsvorrechte der Kulmer Handfeste, ihre Rechtsgrundlage und Rechtsnatur, Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, Bd. 50, Germanistische Abteilung, (1930), S. 191.

(4) Hermann Aubin, Die Ostgrenze des alten Deutschen Reiches. Entstehung und staatsrechtlicher Charakter, Historische Vierteljahrschrift, Jg. 23, (1934), S. 255.

(5) Edmund E. Stengel, Hochmeister und Reich. Die Grundlagen der staatsrechtlichen Stellung des Deutschenordenslandes, Z. R. G. 58, Germ. Abt, 1938, S. 192.

(6) リミニの皇帝文書が發せられたといふことは、當時伊太利政策に没頭してゐたフリードリッヒ二世がその傍ら、東方政策を決して放置したのではなかつたといふことを示す。これはシタウフマ王朝の謂ふ、皇帝政策の問題に關聯する。中世獨逸皇帝政策については、次の書に簡潔な概観が述べられてゐる。Friedrich Schneider, Neuere Anschauungen der deutschen Historiker zur Beurteilung der deutschen Kaiserpolitik des Mittelalters. (Weimar, 1934).

(9) Ebenda, S. 194.

(7) 卷くぞ K. Hampe, Der Zug nach dem Osten. Die kolonialisatorische Grosstat des deutschen Volkes im Mittelalter. 2. Aufl. (Leipzig und Berlin, 1934), S. 72; Hauck, a. a. O. S. 677.

(8) Vgl. Albert Wernigroff, Der Hochmeister der Deutschen Ordens und das Reich bis zum Jahre 1525, Historische Zeitschrift, Bd. 110, (1913), S. 460.

- (6) Vgl. Stengel, a. a. O. S. 207.
 (10) Stengel, a. a. O. S. 207.
 (11) Werminghoff, a. a. O. S. 482.
 (12) Peter Opladen, Die Stellung der deutschen Könige zu den Orden im 13. Jahrhundert. (Bonn. 1908), S. 26-31.
 (13) Clara Redlich, Nationale Frage und Ostkolonisation im Mittelalter. Berlin. 1934, S. 88.
 (14) Vgl. Hermann Aubin, a. a. O. S. 258.
 (15) Ebenda, S. 260, Anm. 100.
 (16) Stengel, a. a. O. S. 209.
 (17) Ebenda, S. 210.
 (18) Ebenda, S. 201, 205.
 (19) 但しこの後一五三〇年に至つて、カール五世は獨逸騎士團長(Hochmeister)の後継者(Deutschnmeister)に對して「ローンヤンを封土として授け、同時に彼を帝國諸侯に加へてゐるが、これはいま本稿の問題とする限りではない。(Werminghoff, a. a. O. S. 513.)

III

獨逸騎士團は、前述の如くアッコンにおいて結成されてから三十年足らずで、バルト海南岸の新しい活動領域に現はれたのであるが、その頃のこの地方は如何なる政治状態にあつたであらうか。いまレエリッヒ教授の説かれるところに従つて、これを一言するならば(1)、リュベック市の建設者サクセン公ハインリッヒ・デア・レエヴェがその従

兄弟の獨逸皇帝フリードリッヒ一世バルバロッサによつて逐はれ、ウエルファア家とシタウファア家との間に王位争奪を繞る紛争が展開されて後、この國內不安に乗じて丁抹勢力は南下して來た。即ちワルデマール王は、ホルンタインより遠くエストランドに互るバルト海沿岸地域を従へ、リュベックすらも丁抹王の支配するところとなつたのである(一二〇一年)。然しながら二三年同王がその麾下シュウエリン伯ハインリッヒによつて監禁せられるに及び、情勢は一轉する。といふのは、その釋放の代償として、エルベ・アイダア兩河間における舊獨逸領支配の放棄を誓はねばならなかつたし、更にこれを回復せんとする同王の企ても二七年のボレンヘヴェトの一戦によつて水泡に歸してしまつたからである。そしてここにバルト海東南岸地域は再び舊支配者の手に還附されることになつたのであつた(2)。

獨逸騎士團が既述のリミニの黄金文書を得たのは、ボレンヘヴェトの會戦の前年のことである。この一二二六年にはこの外に、伊太利にあつた獨逸皇帝からリュベック市民に特權が賦與されをり(六月)、これによつて同市は皇帝直屬の帝國自由都市となつてゐる(3)。同じ年にしかも三月と六月といふ相隔らざる期間に、同じバルト海地域に關する皇帝の特權狀が發せられたことは、その背後にヘルマン・フォン・ザルツァの策動が潜むといふのが、從來説かれてゐるところである(4)。即ち彼はその指揮する騎士團の活動を、獨逸本國との海上連絡確保によつて助成せしめんと計畫したのであつた。といふのは、この頃既にリュベックはバルト海地域の宗教的・經濟的進出者の出帆港として、更にはバルト海交通の要衝として、指導的地位を占めてゐたからである(5)。素よりリュベックと騎

士團、或は後年の獨逸ハンザの中樞都市と騎士團國家とが、ヘルマン個人の策略によつてはじめて結合されたと見ることが出来ない。然し東方獨逸植民運動が、伊太利宮廷におけるリュベック市會の代表者とヘルマンとの諒解工作によつて促進されることになつたことは明かであらう。しかも彼等の共同計畫は、丁抹に友誼を示す教皇に反対したフリードリッヒ二世の行爲——自由特權の承認——を利用することによつて具體化されることになつたのであつた。そして後年騎士團支配地域の諸都市が獨逸ハンザに加盟し、又ダンチヒよりレヴァルに互る地域における騎士團の保護を信賴して、獨逸本土から植民者が出發し得たことの端緒は、ここに發するといへよう。

扱て、獨逸騎士團と獨逸ハンザとの植民事業協力の問題から離れて、クルム地方・プロイセン地方における獨逸騎士團自體の活動を見ると、これを大別して三種となすことが出来る。先づ第一は、基督教傳道・異教徒改宗である。この任務は、騎士團の本來の性質或はその存在意義から當然生ずるものであり、そして騎士團も亦恆にこの任務を主張することを忘れなかつた。それは單に表面上の理由としか採れぬ場合においても、この態度を持した。例へば後にリタウエン人の征服に進んだ時、彼等は既に基督教徒となつてゐたのであるから異教徒改宗の名目は立て得ざるにも拘らず、騎士團は、リタウエン人が當時尙異教を信奉せるサマイト人改宗事業を妨碍するから先づリタウエンを征服せねばならぬと做した如きである(6)。次に第二の活動は、その支配地域における移植植民事業である。これは右の第一の課題と關聯するものであり、更には、リミニの皇帝文書に現はれてゐる如き謂ゆる權力政策の實行でもあつた。

ところで、第一の改宗任務を果す爲めに、又第二の植民事業に對する障害を壓伏する爲めに、騎士團は波蘭公・獨逸皇帝・ロマ教皇から賦與された諸特權をすべて行使した。のみならずその權力手段において足らざるところは、夙に東北方植民に關心を示した邊境諸侯の援助をかりた。そして前記兩種の活動が進展し行くに伴ひ、騎士團の財庫には莫大な現物資納が流入するやうになつた。この自己消費量を超えた領内過剰生産物を處理し、他方その必要とする外國生産物(毛織物・葡萄酒・油・香料等)を調達し、併せて傳道・植民事業の財源に備えんが爲めに企てられたのが、騎士團の貿易經營である、それは當初騎士團自體及びその事業を維持・遂行する爲めの、謂はゞ需要充足の手段に發したのであつたが、やがて大規模な營利の爲めのものに轉化して行つたのであつた。若し改宗及び植民事業を以て獨逸騎士團の前期的活動と做し得るならば、この第三の貿易經營は後期的活動といふことが出来る。以下、本節においては前期的活動の中で植民事業の一斑をプロイセンについて概観し、次節において騎士團貿易に關説する。獨逸騎士團のプロイセン植民活動は、これを二期に分つて考察することが出来る。第一期は一二三〇年のクルンユヴィッツ條約以後、一二八三年のプロイセン全土征服完了に至る間であり、第二期はその後一四一〇年のタンネンベルク會戰に至る期間である。

先づ第一期の植民の特徴は、それが騎士團の自力のみでは遂行し得なかつたことである。當初騎士團所屬の騎士は百名足らずであつたといはれるのであるから、この寡勢を以て征服・植民を進めるには、他からの助勢を必要とした。その一は、既に一言した如く、リュベックを先導とする敢爲のニイダァザクセン商人層であり、他は、獨逸東

北部の諸侯がその邊境地方に對して企てた謂ゆる十字軍遠征の参加者であつた。この遠征は一二三三年以降七二年に至る間に十回以上試みられてゐるが(7)、騎士團はこの参加者の中から、征服地に定着して以て騎士團勢力擴充を援護する者を得ることが出来た、彼等は、クロオルマン氏の研究によれば、チュウリンゲン、ニイダザクセン等の獨逸本國人の外に、トランスアルピングエン、アスカニア、マイセン、ランズベルク、ラウジッツ、シュレジエン等の邊境地方人より成り、そしてその多くは、既に植民者として活動してゐた者、或は他民族の支配下にある土地に進出せる獨逸人の後嗣者であつた(8)。従つて彼等は、その故土より遠く離れた異境の地に定住する上に必要敢爲の精神とか謂ゆる企業欲とかを帯びてゐたことは勿論、更に植民に要する可成りの資力をも有する人々であつた。かゝる資格は前記の北獨商人層も亦具へるところである。それ故、騎士團植民第一期における獨逸人の援勢は、資力ある企業家とも稱すべき者を以て構成されたのであつて、獨逸本國の窮乏貴族の子弟が新しい生活を求めてプロイセンに移住したのではなかつた。この他方騎士團としても、先づ第一にプロイセンの征服と支配とをその當面の課題とする以上、既に植民の經驗と適格とを具へる者の助勢のみが必要だつたのであつて、無經驗者を移住せしめてこれに保護を加へるが如き餘裕はなかつたといはねばならない。

騎士團のプロイセン征服の経路は、西部より東部へ向つて進められた。これを端的に表明するものは、都市建設順位の地理的分布であらう。即ちトルン(一二三二年)、クルム(同年)、マリイェンウエルダ(一二三七年)、エルビング(同年)、バルガ(同年)、ケニヒスベルク(一二五五年)(9)。これ等は、その一帯の地の防衛據點・行政中心

となると同時に、プロイセンの經濟的支配の爲め的手段ともなるものであつた。即ち舊來存する市場の傍らに新設されたこれ等獨逸都市は、やがて前者における交易を吸収することになり、これはプロイセン種族の商業乃至これと連繫する農村を、獨逸勢力下に置くことを意味した。

然しながら、騎士團は前述の如く、事實上その征服地域に對して完全な主權を行使したのであつたが、征服地の土着人口をその欲するまゝに抑壓することは出来なかつた。何となれば、これは騎士團本來の使命たる傳道思想に反するからであり、他方騎士團領域の上級支配者——縱令名目上によせよ——たる教皇は、基督教の急速な普及と永續との爲めに、新改宗者を穩和に取扱ふべきことを命じたからである。プロイセン固有の習俗の寛容、特にその社會的自由と土地所有關係の維持とは、屢々獨逸騎士團に對して要求されたのであつた(10)。但しこの制規乃至自肅にも拘らず、プロイセン種族の強烈な反抗の結果(11)、可成り殺戮も行はれ、事實上一地方の人口が殲滅される場合もあつた。然しそれは元來人口稀少の地方において多く生じたのであり、人口稠密な地方(東部ポメザニエン、北部ポゲザニエン、エルムランド、ナタンゲン、ザムランド)では、第十五世紀中葉に至るまで依然プロイセン農民が人口の主體を構成してゐたのである(12)。従つてこれ等プロイセン東部では、舊來の土地制度が存續してゐたと概言することが出来る。

然しその反抗の結果全く騎士團の掌中に歸した地方においては、これを獨逸植民者に與へて耕作せしめ、同時にその地區の防護に當らしめた。この場合騎士團は、その植民者の舊身分に應じて土地を分與した(13)。しかも彼等

に課された困難な任務は、十分な資力と手段とを所有する者にして始めて遂行し得るのであつたから、騎士團の受封者の中には破滅する者も尠からず生じた。この他方、當初から廣大な土地を所有する者であつて、プロイセンの豪族と通婚して大土地を相續する者もあつた(13)。従つて彼等獨逸植民者の所有する土地の面積は、大は一二〇〇フウフェから小は四〇フウフェ以下に互る様々の大さであつた。

一二八三年騎士團のプロイセン征服完了と共に、その植民活動は第二期に入る。騎士團はそれまで征服戦争に割かざるを得なかつた勢力の一半を、ここに植民事業に振り向けることが出来るやうになつた。先づ土地の改修、騎士的移住者の土地所有の改訂が企てられた。その強権を以て、過大な所有地は減少せしめられ、又は騎士團當局の有利なるやう他の土地との交換を強制された(14)。最早騎士團は、獨逸騎士層の移住増大に對して大なる關心を抱かなかつた。それよりは、征服地プロイセンの土地開發に重點が置かれることになつたのである。第一期植民は、主として既墾地を利用することによつて行はれたのであつたが、第二期においては、プロイセン東部・南部の荒蕪地、その他尙廣き範圍に互つて存する未墾地の利用が企てられた。然るにこれ等の開墾は、プロイセンの幼稚な農具乃至農業技術を以てしては進捗し得ず、ここにこれよりは優れた獨逸本國の農民を迎へることが必要となつた。そして騎士團は謂ゆる請負制(Lokationsystem)を以て(15)彼等をプロイセンに吸引するに努め、その結果一二九〇年以降六十年間に、約千四百の獨逸村落を創設せしめることが出来た。この意味からして第二期植民は、農民的植民(Dän erliche Kolonisation)の時期と呼ぶことも出来よう(16)。

シュレジイメン、チュウリンゲン、或はニイダテサクセン地方から家財を背ひ妻子を伴つて遠くプロイセンを指して進む農民の流入は、第十四世紀前半が最も盛であつた。然るに同世紀中葉を以て、この本國からの農民移住は杜絶する。これが何に由來するかについて、従來說かれるところは二つある。その一は、この第十四世紀中葉に歐羅巴全土を襲つたペストによる人口減退に基づくと做す(17)。他は、第十三世紀乃至第十四世紀前半にかけて、獨逸本國及びその邊境・植民地域一帯に多くの都市が新設されたことを以てする。即ちこれ等商工業の中心地に農村過剩人口は吸収され、従つて東方への農民移住は制限されざるを得なかつたと説く(18)。然しながら、この二説孰れも他を排するものではなく、兩者共に採るべきであらう(19)。ところで本國からの農業移民は停滞しても、プロイセンにおける騎士團の植民活動は中絶したのではなかつた。寧ろ一三五〇—一八〇年、一四〇〇—一〇五年頃は、プロイセン植民の盛時と看做すべき程のものであつた。これはプロイセンにおいて領内移住が盛に行はれたからである。特に全土の約四分の一を占める東部・南部の荒蕪地の開墾が著しく進捗したからであつた(20)。

然しこの第十四世紀後半における國內植民活動は、繼續的ではなかつた。即ち、前記の如く約二十年の沈滞期中間に持つ。これをクロオルマン氏は、プロイセン諸都市の擴大が、その近くの農村人口を吸収したことを以て説いてゐる。然しこれでは、二十年後に再び農民移住が再開された理由にまで及び得ない。更にこれがタンネンベルクの會戦の數年前に終つてゐることをも説明し得ない。何となれば、若し右の第十五世紀初年の領内植民が一四一〇年まで續いてゐたとするならば、この年獨逸騎士團が波蘭・リタウエン聯合軍によつて破られ、波蘭王朝の正朔を

奉ずることになつたのであるから、獨逸騎士團の自主権の喪失は、騎士團の植民活動の完成を阻げたといひ得るわけである。然しその植民活動が、來るべき崩壊に先立つてやんでゐることは、クロオルマン説を以ては解き得ないところといはねばならぬ。

この問題は、最近モルテンゼン夫妻によつて次の如き解答が與へられてゐる。それは經濟關係からのみ理由を求めるところをせず、經濟的・軍事的關係の相關からして、この「農民移住の時間的リズム」を説かねばならぬとするものである。曰く、「騎士團の軍事的緊張著しくなつた場合、一般に移住活動は衰微し、これに反し、かゝる軍事状態から脱した時、新移住の爲めの力と手段とが自由に行使されるのである」(21)。では第十四世紀後半における獨逸騎士團の軍事状態は、具體的に如何なる變化を蒙つたのであるか。

その第一は、プロイセン征服を完了した獨逸騎士團が第二の攻勢をリタウエンに向けるに至つたこと、しかもその戦争が第十四世紀後半には大規模となつたことから生ずる。これと同時に西歐羅巴における十字軍熱が一般に減退し、従つて異教徒征服といふ騎士團形成乃至存続の根據を漸次に喪失したことから生ずる。即ち前者からは騎士團軍隊の規模の擴大を必要とし、後者からしては、從來の如く献身的騎士を以て軍隊を構成することを得ず、傭兵の徵募を以てこれに當てるやうになつて行つた。これ等の結果は、騎士團財政の負擔並びにその統率力を一層増大せしめずにはおかなかつた。これが爲めに、前記の如く領内植民に中間的休止を生ずることになつたのである。然し一三九六年リタウエンとの停戦が協定され、翌々年ザリンヴェルグアの講和が締結されるに及び、ここに騎士

團は再びその全力を移住事業に向けることが出来るやうになつた。これが、第十四世紀末から次の世紀の初年にかけて、國內植民活動が急激に且つ強大に再開されるに至つた所以である。

この國內植民の第二の波がひいたのは、一四〇五年頃である。この時は戦時状態にあつたのでもなく、プロイセン¹⁾獨逸植民地域が直接襲撃される恐れがあつたのでもない。然し騎士團と波蘭²⁾リタウエンとの關係は、騎士團のノイマルク買収(一四〇二年)を直接の契機として漸次險惡になりつゝある時、従つて騎士團としては新たに戦争準備を必要とした時であつた。モルテンゼン夫妻の研究によれば、この頃騎士團領地の邊境城塞(特に東部)の修築費の支出は非常に増加してをり、一四〇八年には、當時としては正に空前の費額が新傭兵募集の爲めに支拂はれてゐる(22)。かくの如き情勢の下においては、騎士團の勢力と資力とが移住事業から引き上げられざるを得ない。そしてこれが、タンネンベルクの敗戦に先立つて、その來るべき崩壊を豫示するかの如くに、騎士團の植民活動が事前に終熄した所以であつた。

(1) Rörig, a. a. O. S. 282 ff.

(2) Ebenda. S. 287-8.

(3) リマベックについては増田四郎教授によるすぐれた研究が存する。——「獨逸ハンザ都市リマベックの成立について」、『東京商科大学研究年報』經濟學研究(4)、昭和十年十一月。

(4) Rörig, a. a. O. S. 292.

(5) Erich Keyser, Die Anfänge des deutschen Handels im Preussenlande, Hansische Geschichtsblätter. Jg. 52. (1927).

S. 72 ff.

- (e) Redlich, a. a. O. S. 88. Anm. 6.
- (f) Vgl. C. Krollmann, Die Besiedlung Ostpreussens durch den Deutschen Orden, Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte. Bd. 21. (1928). S. 284.
- (g) Ebenda. S. 287. Vgl. Erich Maschke, Thüringen in der Reichsgeschichte. (Jena. 1937). S. 15, 20.
- (h) Vgl. Gustav Aubin, Zur Geschichte des gutsherrlich-bäuerlichen Verhältnisses in Ostpreussen von der Gründung des Ordensstaates bis zur Steinschen Reform. (Leipzig. 1911). S. 9.
- (i) Ebenda. S. 4.
- (j) 時にその善しきものが一二四二年以降の一揆、一二六二年以降のそれであつて、後者の如きは騎士團の支配そのものが一方ならず脅かされる程の強烈なものであつた。
- (k) Krollmann, a. a. O. S. 286.
- (l) Vgl. Ebenda. S. 289.
- (m) Ebenda. S. 291.
- (n) 村落創設はこれを請負者(locator)に委託する。彼はその努力の報償として全村の十分の一の土地を所有するが、この所有地には貢租負擔なく、軍役勤務の義務のみが課されてゐるに過ぎない。この請負人が村長となるわけであるが、製粉業者や酒屋と共に村民の上層者を形成し、對内・對外の諸般の事務を遂行し、獨逸人村民に對して下級裁判權を行使する。その裁判収入は彼の所得となつた。(G. Aubin, a. a. O. S. 16. Vgl. Alfred Püschel, Das Anwachsen der deutschen Städte in der Zeit der mittelalterlichen Kolonialbewegung. Berlin. 1910. S. 5.)

- (o) Vgl. Ebenda. S. 15.
- (p) Fritz Rörig, Hansische Beiträge zur deutschen Wirtschaftsgeschichte. (Breslau 1928). S. 140, Hampe, a. a. O. S. 95.
- (q) Krollmann, a. a. O. S. 295.
- (r) Vgl. Rudolf Kötzschke und Wolfgang Ebert, Geschichte der ostdeutschen Kolonisation. (Leipzig. 1937). S. 108-9.
- (s) Krollmann, a. a. O. S. 296.
- (t) Hans und Gertrud Mortensen, Die Besiedlung des nordöstlichen Ostpreussens bis zum Beginn des 17. Jahrhunderts. Teil 1. (Leipzig. 1937). S. 122.
- (u) Ebenda. S. 124.

四

獨逸騎士團の貿易の成立の根據については、既に一言したところである。騎士團自體が多くの財貨の大消費者であつて、プロイセンに對する支配が確立されて後は、特に著しく需要を増大した。その政廳や團長の必要、城塞の建設、軍隊・船隊の維持等には、多額の國內諸産物や現金、扱ては外國商品を必要とした。しかも植民事業が進捗し、耕地の擴張を見るに至つた後は、その直轄地よりの收得、或は農民の現物貢納等は、消費必要量を超えるやうになり、ここにこれの輸出を以て外國商品の購入に資さんとするに至るのは當然であつた(一)。加ふるにその領域、特にザムランド沿岸より産出する琥珀は、「バルト海の黄金」の異名の下に全歐羅巴市場において渴仰的となつてゐた

が、その採取、販賣共に騎士團の高權に屬するところであり(2)、これ亦その輸出化によつて騎士團の收入増加が目論まれたのであつた。

騎士團がその任務を果す爲めの財源調達的手段として貿易に關心を示すに至つた経路は、大要以上の如きものであるが、然し一度これに手を染めて収益を得るや、臆がてそれは營利の爲めの經營に轉化して行つた、その取扱ふ商品種類は、當初の過剩農産物乃至琥珀の國內生産物に限られることなく、洪牙利の銅、露西亞の毛皮、蠟等の伸繼輸出にも關與するやうになり、それに伴つてその規模も漸次に擴大したのであつた。

かゝる騎士團の貿易經營は、中世修道院の商業に類似するところ甚だ多い。ワルター・シタイン教授によれば、修道院が商業に關與するに至つた原因は、多くの場合、その日常必需品の一部をその所領外から求めたことに發する。即ち自己生産物を市場において又は商人に賣却し、他方その不足する食糧品や衣料をこれ等から得たことが端緒なのであつた(3)。しかも修道院商業においては、修道院自體の本質からして、商業の爲めにこれを營むことは許されなかつた。従つて修道院領において又はその必要とする財貨に對して關税を免除されたのは、商業利潤を大ならしめんが爲めに出でたのではない(4)。然し實際には、この制限を超えて、一般市民の營む商業と差異なきものに發展したこと、周知の事實である。のみならずこの場合修道院商業は、交易地點における家屋、土地の所有、或はその用益權より生ずる諸收入の獲得等によつて、市民商業に比して可成りの利益を享受することが出來たし、又その領民の賦役利用による廉價生産によつて都市市民の商業を脅かすことさへあつた(5)。これ等修道院商業の起

源・制限・特權的利益の諸點において、騎士團貿易は殆ど同様のものであつたといふことが出来る。

いまここに騎士團貿易に課された制限について見るならば、一二六三年ウルバヌス四世は、騎士團の商業許可の請願に對して、その領内の産物を賣却し、他の産物をその産地において購入する權利を與へる、但し利益を目的としてこれを營むことを禁ずる旨の教書を與へた(6)。この制限條項は、前記の修道院商業に對する制限と同一趣旨に出づるものといへるが、然し騎士團の貿易經營を事實上禁止するものに外ならなかつた。それは全く騎士團の期待に反するもの、そして遵奉し得べくもないものであつた。ここにおいて企てられたのが、教書の偽造である。即ち一二五七年に教皇アレクサンダラ四世の發するものとして、右の制限條項を削除した無條件の商品賣買許可の教書を作成したのであつた(7)。この偽作事件によつて騎士團が、縱令形式的にせよ、その商業行爲を正當化したといふことは、この前後において騎士團商業自體が變化し始めたことを物語るものといはねばならない。即ち當初その需要充足の爲めに行はれた商業が、いまやこれを超えて利潤獲得の爲めの經營と轉化しつゝあつたことを示すのである。従つて騎士團貿易は、第十三世紀後半に發達し始めたといふことが出來よう。素よりその正確な時日はこれを知るべくもない。然し前述のグロイセン征服完了後、即ち第十三世紀末以降にこれを求めて、恐らく大過はあるまい。但しデネル教授のいはれるやうに、騎士團貿易が第十三世紀後半以來既に「特殊官吏によつて」營まれてゐたとまで斷言することは(8)、これを躊躇せざるを得ない。

然しながら次の世紀の二〇年代には、獨逸騎士團規約には貿易官(Schäfer, Kleinschäfer)によつての規定が現は

れる。そして遅くも同世紀中葉には、彼等を統轄する貿易局(Grossschäfererei)制度が設けられた(9)。ここに至つては、騎士團の貿易活動は全くその體制を備へたといはねばならない。しかもこの第十四世紀中葉は、既述の如く、プロイセン植民内容の轉換期に當る。獨逸騎士團としてはその收納する穀物數量が遞増する時であつた。この海外輸出を組織化することは當然な處置であつたといへよう。

では騎士團の貿易管理組織は如何なるものであつたか。最高管理機關は、マリイェンブルクとケニヒスベルクとに設けられた貿易局であり、各々貿易長官(Grossschäfer)を戴く。マリイェンブルク貿易局は、ワイクセル流域地方の農産物輸出を主として管掌し、ケニヒスベルク貿易局はザムランドの琥珀貿易に主力を注いだ(10)。然しこの區別は必ずしも截然と遵守されてゐたわけではない。殊に騎士團貿易が發展するにつれて、當初の分掌制度は相混淆せざるを得なかつた。従つて貿易長官の職務を、ザットラア教授によつて一般化していへば(11)、騎士團の所有に屬する領内生産物を購入し、これを諸地方に送つて他の必要商品と交易することにあつたといへる。のみならず場合によつては、この後者を再販賣して仲介取引を行ふこともあり、更には貨幣業務(徵利貸付、兩替、定期金賣買)を營むこともあつた。要するに、卸商・船主・仲介商・金貸としての廣汎な商行爲を統轄する任務を帯びてゐたのである。次に彼の下級機關として、騎士團の諸城塞、少くともその大なる城塞には、貿易官が駐在する。貿易官は當該行政地區の必要物資を調達すると同時に、該地の過剰生産物を賣却する任務を帯びた。これ等貿易官、貿易長官は、騎士團員より有識者を選んでこれを任命したのである。尙この外に Lieger, Writhe, Diener, Knechte の順

位を持つ一連の貿易補助者があつたが、ここには Lieger は主要輸出地に駐在する代理人、Writhe 以下はその時折の必要に應じて貿易業務に雇傭せられる者といふに止めて置く(12)。

マリイェンブルク及びケニヒスベルクの兩貿易局を通じて、即ち獨逸騎士團の貿易先は歐羅巴の各地に互つた。然しプロイセン乃至その奥地の主要産物とその必要とする西歐商品とからして、その貿易の中樞が、中世後期における大商業路線、即ちプロイセン・フランドル貿易路に沿ふものであつたことは確かである。そしてこの兩地間の商業連絡は單に最も重要な地位を占めるのみならず、その成立の年代についても最も古いものであつたと考へられる。獨逸騎士團の制服たる黒十字を左胸部に附した白色マントには、フランドルの毛織物が必要であつた。この他方、萬人に渴仰された琥珀は、中世後期の世界市場ブルウヂュにおいて最も有利にこれを賣却することが出来たし、又このフランドル地方は、第十四世紀以來英吉利と並んで、東歐の農産物輸入を必要としたのであつた。この貿易品構成は、この頃東西兩歐の商業路上に雄飛してゐた獨逸ハンザのそれと合致する。否、いふべくんばかゝる騎士團貿易は、全體としての獨逸ハンザ貿易の部分形成するものだったのである。のみならず、騎士團貿易品の海上輸送も、獨逸ハンザ所屬の船舶によつて——しかも正規的に——行はれたこと尠くない(13)。即ち商品輸送に關しても、騎士團貿易はハンザ海運業の一部を構成してゐたのであつた。

獨逸ハンザと獨逸騎士團とが、その貿易・海運の領域において、全體と部分との關係を持してゐたことは、一應その間に摩擦なきことを推定せしめる。事實騎士團貿易が尙小規模のものに止まつた限り、兩者の間には協調的界圍

氣が漂つてゐた。然しこれが強大なものに進展し行くにつれて、その關係は漸次變化せざるを得なかつたのである。兩雄相並びたゞすとの譬は、獨逸騎士團貿易と獨逸ハンザ貿易にも適用され得るのであつた。曩の利害協同は、後に競争、そして對立關係に轉化する。その直接の契機となつたものは、ズンド海峡迂回航海によつて、東西兩歐間の直接連絡が可能となつたことに求められよう。それは第十四世紀後半、獨逸騎士團貿易品の特性——薄荷——からして、貿易發展と共に當然採られねばならぬことだつたのである。

しかも騎士團とハンザとの對立形成は、これを唯一の契機とするのではない。騎士團の諸貿易官吏がハンザの諸特權を享受する上からは、ハンザ都市民と同等の地位を得てゐたにも拘らず、必ずしもその義務を恆に守るとは限らなかつたことも、兩者の關係を悪化せしめるものであつた。即ち彼等はハンザ會議や商館の決議を破ること屢々であつた(14)。更に騎士團領内のプロイセン諸都市が獨逸ハンザに加盟してをり、このプロイセンの特殊利害がリュベックを先導とする全ハンザの利害と合致し得ざること、従つてこの獨逸ハンザ内部における利害對立も亦、騎士團とハンザとの關係悪化に絡み、更にその對立を強めたのである。然しこれはプロイセン諸都市がその領邦君主たる獨逸騎士團に從屬してゐる場合のことである。事態は更に進展して、このプロイセン諸都市が騎士團支配よりの解放を希求し、これに對して騎士團が抑壓を加へるに及んで、これからしてもハンザと騎士團との對立は促がされるに至つた。何となれば、縱令プロイセン諸都市が、前記の如くリュベックを中心とするウェンデン諸都市とをの利害において背反するところありと雖も、尙それ等が獨逸ハンザに加盟する限り、右の騎士團の壓迫はハンザ都

市に對して加へられたものと等しく、これはその盟主リュベックの寛容することを許さなかつたからである。

では何故にプロイセン諸都市は、騎士團の支配から脱することを望んだのであるか。それは騎士團貿易が、それ等諸都市の商人の營む商業と競争關係にたち、しかもこの場合騎士團は政治的支配者なるを恃みとして、後者をその強權によつて壓伏せんとすること再三に及んだからである。いま這般の事情を、レンケン氏の所説に従つてここに述べよう(15)。先づ騎士團貿易とプロイセン都市民の貿易との競争は、それ自體既に異常なものであつた。何となれば、プロイセン都市の商人の競争者たる兩貿易局は、騎士團全體の莫大な貨幣手段を行使し居る地位にあるのみならず、その統一的指揮下に置かれた廣汎な組織は、私人の力量の到底及ぶべからざる制度的優越を有するものであつたからである。騎士團はこの貿易組織によつて、廉價なをとして多様な商品を輸入することが出來た。然るにこれは諸都市の商人から見れば、供給源泉の減少に等しく、甚だ苦痛とするところであつた。しかも騎士團はかかる利益を獲得するだけでは満足せず、その諸貿易官吏に特權を賦與してこれを行使せしめた。實際はこの特權の全部が騎士團長によつて賦與されたのではなく、大部分は貿易長官或はその下級官吏が勝手に創出したものであつた。然しその恣意の故に却つて諸都市の商人は惱ませられたのである。諸都市にとつては、この特權の賦與乃至創出は、臣下の犠牲において領主權を不法に行使するものとしか感ぜられなかつた。しかもこれに對する訴も一向聽き入れられなかつたのである。

騎士團貿易の發展に伴つて惹き起されたかくの如きプロイセン諸都市の不滿と反感とは、應がて後述する地方貴

第十六世紀に入つて、騎士團長ブランデンブルク伯アルブレヒトは、波蘭の藩屬を脱せんと試みたが失敗に終つた。そしてアルブレヒトは一五二五年クラカウの條約により、プロイセン侯として波蘭王に附庸したのであつた(2)。

この時アルブレヒトは新教に改宗し、ロオマ教皇への服屬關係を絶ち、世俗的諸侯として冊封を受けたのである。従つて獨逸騎士團はこの還俗の時を以て、三百年餘に亘る存在を終つたと做すべきであらう。然しながらこれより百餘年前のタンネンベルク會戰後は、騎士團は存続するといふも、それは東北邊境の重鎮として自他共に許す偉容を備えたものではなかつた。騎士團國家の強權と自主性とは、この敗戦を以て事實上失はれたのである。それ故以上においては、この一四一〇年を以て騎士團は没落せると做して來たのである。

扱て本稿において殘された問題は、この騎士團の没落の原因を探ねることである。その原因の一が騎士團の貿易にあることは、既に前節において指摘したところである。しかもこの騎士團の後期的活動は、教書偽造の事例によつても明かなやうに、騎士團の本來の存在意義とは遙かに隔つたものであつた。貿易經營自體が既に騎士團の世俗化の開始を語るものだつたのである。しかもこの貿易が整備された組織を持つやうになつた第十四世紀後半には、騎士團成立の前提条件すら失はれ始めてゐたことを思ひ合せねばならない。即ち一三八六年リタウエンが基督教に改宗した爲めに、異教徒克服といふ騎士團の本來の使命は消滅してしまつたのであつた(3)。そしてこれと共に、それまで騎士團を支配してゐた献身的從軍の熱意は失はれて了つたのである。この騎士團の課題の消營を轉機として、騎士團が貿易經營といふ世俗的な業務に専念するやうになつたのは、何等異とするところないといふべきであらう。

らう。

騎士團の世俗化は、騎士團全體として右の如くいひ得るのみならず、これを構成する個々の騎士についても亦認め得るところであつた。彼等も亦神の國にその身を献げる刺戟を失つて、その代りに世俗的權力と所有欲とを専らにするに至つてゐる。ここにはその經緯を省略するが、第十四世紀後半に領内植民に轉じて後の土地制度乃至農業勞働關係における動向は、この彼等の目標の變化を加實に語るものといはねばならない(4)。

勿論その實質においてかゝる變容を示したといふものの、尙騎士團は、少くともその外形においては、成立當初の目的を保有してゐた。従つてそれは謂はゞ精神的に世俗的團體とも稱すべきものになつてゐたのであつて、この中に含まれた矛盾からして、遂に没落するやうになつたと概括することも出来るのである。前記の騎士團と都市乃至市民との間に醸し出された不満も、この内的矛盾の然らしめるところといふことが出来よう。又移住農民がその最初の間は上からの強力な保護を喜んで受けたにも拘らず、應がて領内の治安が確保され、彼等自身もその土地に落付くやうになると、曩の満足が轉じて不満となつて行つたことも(5)、同じ根源に發するもの、そしてその経路も市民の反抗と同一の方向に進んだものといへる。騎士團と都市との間の融合點が稀薄になると同様に、農民からも衷心よりの協調は期待し得なくなつたのである。しかも騎士團國內の對立形成は、これのみに止まらなかつた。プロイセン貴族も亦、その領主としての騎士團に對して深い不満の念を表明したのであつた。例へば騎士團への加入は困難となり、又その行動の自由も多かれ少かれ制約を受けるやうになると、彼等貴族と騎士團との間には、越

ゆべからざる溝漣が介在するに至る。それを具體的に示すものが、第十五世紀初年にプロイセン貴族によつて、騎士團に對立する彼等の團體として、*Fideichensbund* が結成されたことである(5)。

かくの如き内部的對立が、タンネンベルク會戰前の騎士團國內において醸成されてゐたのである。勿論その表面においては、前記 *Fideichensbund* の結成を除いて、尙騎士團は統一的支配の下にあつた。然しその内部構造は、その本來の存在意義を失つて以來、徐々に變化を蒙つてゐたのである。しかもこの頃、この内部的對立に加えて、外部には騎士團國家の崩壊に資する諸勢力が擡頭し始めてゐた。波蘭・リタウエン・そして露西亞の國民的擡頭がそれである。騎士團はこれ等の敵對的勢力に對して、内部的對立を包藏しつゝ、これに備へねばならなかつたのであつた。國內に協和を缺くものが、どうして國民的團結に基づく外來勢力に對抗し得るであらうか。タンネンベルクの會戰は、この總決算に外ならなかつたのである。

騎士團没落の原因としては、尙以上の外に、騎士團を構成する騎士及び移住農民・市民と、獨逸帝國との血のつながりが稀薄となつたことが挙げられるかとも考へられる。それは、第十四世紀中葉の悪疫蔓延以降、プロイセン都市民と獨逸本土との間の血縁關係が次第に薄れ行くにつれて、その特殊の利害を主張すること多くなり、ここに生じたウェンデン都市群との利害背反が、臆がて東北歐における獨逸ハンザの勢力衰退の一因となつたこと(6)から類推されるのである。獨逸騎士團の興廢にも、この血縁原則の影響があつたのではなからうか。然し現在のところ私としては、尙これを確認するまでの資料を得てゐないから、ここにはたゞ一應指示するだけに止めざるを得ない。

この問題については、これを他日の研鑽に期する次第である。

- (1) James Westfall Thompson, *Economic and Social History of Europe in the Later Middle Ages*. (N. Y. 1931). pp. 192-3.
- (2) Vgl. Hampe, a. a. O. S. 83.
- (3) Vgl. Ebenda. S. 82.
- (4) Vgl. G. Aubin, a. a. O. S. 22 ff.
- (5) Hampe, a. a. O. S. 81.
- (6) Rörig, *Hansische Beiträge*, S. 140 ff.